

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月22日（水）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○管理者の挨拶	6
○議案第 1 号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	8
○議案第 2 号 平成29年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費 の市町別負担金について	8
○議案第 3 号 平成29年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費 の市町別負担金について	8
○議案第 4 号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の 市町別負担金について	8
○議案第 5 号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	8
○議案第 6 号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金 について	8
○議案第 7 号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金に ついて	8
○議案第 8 号 平成29年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担 金について	8
○議案第 9 号 平成29年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町 別負担金について	8
○議案第10号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）	29
○議案第11号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算	

	(第2号)	29
○議案第12号	大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の一部を改正する条例	32
○議案第13号	大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
○議案第14号	大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例	32
○議案第15号	損害賠償の額の決定及び和解について	32
○閉会	36

大里広域市町村圏組合告示（乙）第6号

平成29年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年3月15日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成29年3月22日（水）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	千	葉	義	浩	議員	2番	中	島	勉	議員		
3番	小	鮒	賢	二	議員	4番	閑	野	高	広	議員	
5番	林		幸	子	議員	6番	須	永	宣	延	議員	
7番	福	田	勝	美	議員	8番	松	岡	兵	衛	議員	
9番	栗	原	健	昇	議員	10番	茂	木	一	郎	議員	
11番	為	谷		剛	議員	12番	佐	久	間	奈	々	議員
13番	富	田		勝	議員	14番	中	矢	寿	子	議員	
15番	高	田	博	之	議員	16番	佐	藤	理	美	議員	
17番	吉	田	正	美	議員							

不応招議員（なし）

○会 期 3月22日

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者の挨拶

日程第4 (議案第 1号) 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計予算

(議案第 2号) 平成29年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 3号) 平成29年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 4号) 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 5号) 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算

(議案第 6号) 平成29年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

(議案第 7号) 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について

(議案第 8号) 平成29年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

(議案第 9号) 平成29年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

(上程～採決)

日程第5 (議案第10号) 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)

(議案第11号) 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(上程～採決)

日程第6 (議案第12号) 大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(議案第13号) 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(議案第14号) 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(17名)

1番	千葉義浩	議員	2番	中島勉	議員
3番	小鮒賢二	議員	4番	閑野高広	議員
5番	林幸子	議員	6番	須永宣延	議員
7番	福田勝美	議員	8番	松岡兵衛	議員
9番	栗原健昇	議員	10番	茂木一郎	議員
11番	為谷剛	議員	12番	佐久間奈々	議員
13番	富田勝	議員	14番	中矢寿子	議員
15番	高田博之	議員	16番	佐藤理美	議員
17番	吉田正美	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

管理者	富岡清
副管理者	小島進
〃	花輪利一郎
事務局長	矢吹浩一
事務局兼 総務課長	澤野二三男
介護保険課長	田島斉
業務課長 兼熊谷衛生センター所長	飯島誠

○事務局職員出席者

副課長	米澤利之
主査	森久高
主査	田辺知士
主査	吉田正人

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○栗原議長 出席議員が定足数に達しましたので、平成29年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

△諸般の報告

○栗原議長 この際、ご報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりでございます。

なお、議案説明のため、管理者を始め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

△会議録署名議員の指名

○栗原議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名をいたします。

10番 茂木一郎 議員

11番 為谷剛 議員

以上の議員をお願いをいたします。

△会期の決定

○栗原議長 次、日程第2、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、ご協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ご異議なしと声が出ました。ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日というふうに決定をいたしました。

△管理者の挨拶

○栗原議長 次、日程第3、管理者の挨拶。富岡管理者、お願いいたします。

富岡管理者。

○富岡管理者 それでは、開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様

には、年度末、ご多用の中にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、平成29年度の当初予算を始め、当面する諸案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、まことに喜びにたえないところでございます。

組合事業につきましては、順調に推移をいたしておりますが、このことは、議員皆様のご指導、また構成市町のご理解、ご協力によるものと感謝をいたしております。

それでは、組合事業の近況につきましてご報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、合計で約11万5,200トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、約2,700トン、2.3%の減少となっており、引き続き減少傾向にあり、構成市町が取り組んでいるごみの減量化の効果があらわれてきているものというふうに推察いたしております。

次に、不燃ごみの処理でございますが、2月末までに大里広域クリーンセンターへの搬入量は約8,280トンで、前年比約620トン、7.0%の減少となっております。

次に、介護保険事業でございますが、今年度は第6期介護保険事業計画の2年度目でありまして、現在計画に沿って順調に推移をしております。また、さまざまな制度改正に対しまして、的確に対応するとともに、構成市町と連携し、地域支援事業を進めております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案について概要説明をいたします。

最初に、議案第1号から第9号まででございますが、平成29年度の予算議案9件でございます。厳しい財政状況が続いており、歳出予算の抑制に努めながら、組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要について申し上げます。

一般会計でございますが、総額44億7,817万8,000円で、前年度比21億1,556万6,000円、32.1%の減となります。減額の主な理由でございますが、長寿命化施設整備事業における深谷清掃センター及び江南清掃センターの基幹改良工事が終了したことに伴う減額でございます。

特別会計は、総額292億9,484万6,000円で、前年度比14億7,565万2,000円、5.3%の増となります。増額の要因でございますが、高齢者人口の伸びによる保険給付費の増と地域支援事業の推進による事業費の増でございます。

なお、一般会計、特別会計を合わせますと、337億7,302万4,000円で、前年度と比べまして6億4,191万4,000円、1.9%の減ということになります。

財源につきましては、一般会計では構成市町からの負担金のほか、使用料、手数料、国庫支出金、繰入金、熊谷衛生センター第一工場基幹改良工事の財源として組合債を計上いたしました。特別会計では、構成市町からの負担金を始めとして、保険料のほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等を計上いたしました。

次に、議案第10号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、繰越金の決算額の

確定に伴い、基金積立金に積み立てる補正でございます。

議案第11号では、28年度の介護保険の特別会計補正予算でございますが、平成27年度の保険給付費等が確定したことに伴いまして、市町へ負担金を返納するための経費等が補正となっております。

次に、議案第12号 大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、「人事評価の状況」を公表の対象に加える改正でございます。

議案第13号は、大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正条例でございます。

議案第14号は、組合の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例でございますが、介護保険法が改正されることに伴いまして、それを受ける私どもの条例を改正するものでございます。

最後に、議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解でございますが、公用車による事故に係る案件でございます。このことにつきましては、改めておわびを申し上げるところでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。慎重ご審議を賜り、ご可決をいただきますようお願いをして、条例等の改正の内容を含めたご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○栗原議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

-
- △議案第1号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
 - 議案第2号 平成29年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第3号 平成29年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第4号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第5号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
 - 議案第6号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
 - 議案第7号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
 - 議案第8号 平成29年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
 - 議案第9号 平成29年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

○栗原議長 次、日程第4、議案第1号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第9号 平成29年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてまで、以上9件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

なお、本日1日の議会でございますので、丁寧なる説明をお願いしたいと存じます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第1号から議案第9号まで、順次ご説明をいたします。

最初に、一般会計予算についてご説明いたしますので、資料ナンバーの1、一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を44億7,817万8,000円と定めるものでございます。

第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、2ページから3ページのとおりでございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債についてでございますが、それぞれ別表によりご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございますが、長寿命化施設整備事業につきまして、期間、限度額をそれぞれ記載のとおり定めるもので、熊谷衛生センター第一工場の長寿命化施設整備工事を2カ年継続して実施するため、次年度分の工事及び管理委託業務も含めて、平成29年度中に契約を可能とするためのものでございます。

次のページに参りまして、第3表、地方債でございます。長寿命化施設整備事業に係る起債につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は44億7,817万8,000円で、前年度と比較し、21億1,556万6,000円、32.1%の減となっております。

歳入の主なものにつきまして、額の多い順に申し上げますと、1款分担金及び負担金が29億776万1,000円で、全体の64.9%を占めております。以下、2款使用料及び手数料が6億5,000万円、8款組合債が4億円、3款国庫支出金が2億9,237万5,000円、こういった順になっております。

7ページに参りまして、歳出につきましては、3款衛生費が43億4,429万2,000円と歳出全体の97%を占めてございます。前年度との比較では33.1%の減となっております。長寿命化施設整備事業費及び工事期間中のごみ処理の外部委託費用等の減がその理由でございます。

また、28年度に借り入れる組合債を償還するため、4款公債費を新たに設けてございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容について、歳出からご説明申し上げますので、16ページを

ごらんいただきたいと思います。

1 款議会費は、組合議会の運営経費でございます。1 項 1 目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬や視察旅費、会議録作成等の経費でございます。

17 ページに参りまして、2 款総務費は、組合の運営経費でございます。1 項総務管理費、1 目一般管理費、事業名、人件費は、正副管理者及び事務局長以下、職員 6 人分の給与等でございます。

事業名欄その下、事務局費は、組合事務局の経費でございます。

19 ページに参りまして、中ほどの 14 節使用料及び賃借料、説明欄下から 2 番目、情報機器借上料は、財務会計システム及びマイナンバー制度対応機器の借上料でございます。

20 ページに参りまして、2 項公平委員会費、21 ページに参りまして、3 項監査委員費、それぞれ委員報酬等の経費でございます。

22 ページに参りまして、3 款衛生費は、ごみ処理事業の経費でございます。1 項清掃費、1 目清掃総務費、事業名、人件費は、ごみ処理事業担当職員 14 人分の給与等でございます。

その下、事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な運営経費でございます。

23 ページに参りまして、11 節需用費、説明欄上から 4 番目、施設補修費は、可燃物処理 3 施設 4 工場の機械設備等の補修や修繕の経費でございます。

15 節工事請負費は、同じく施設の改修等、比較的大規模な工事の経費でございます。

19 節負担金、補助及び交付金中、24 ページに参りまして、説明欄一番上、交付金、こちらは可燃物処理施設が立地する 2 市に対しまして、ごみ処理手数料から 6 億円を上限として交付するものがございます。

その下、25 節積立金は、ごみ処理施設整備基金への積立金でございます。

次の事業名、長寿命化施設整備事業は、ごみ処理施設長寿命化計画に基づく基幹改良工事の事業費でございます。29 年度は、2 年計画で実施する熊谷衛生センター第一工場の 1 年目となります。

13 節委託料は、施工監理業務の委託料、15 節工事請負費は、同センター第一工場のごみクレーンや焼却炉等の基幹的な改良を行うことにより、施設の延命化を図るものがございます。

その下からにつきましては、2 目熊谷衛生センター費でございます。事業名、管理運営経費、11 節需用費中、説明欄上から 3 番目、光熱水費及びその下の燃料費は、施設の運転に必要な電気、水道の料金及び燃料の購入費でございます。

説明欄下から 2 番目、施設その他修繕料は、緊急を要する施設修繕や機器、機械部品の交換修理等の経費でございます。

その下の薬剤等購入費は、排ガスに含まれる有害物質の中和、分解、除去に使用する薬剤等の購入費でございます。

25 ページに参りまして、13 節委託料の説明欄、委託料は、焼却灰及びばいじんの資源化再生利用業務、環境分析業務等の委託費及び熊谷衛生センター第一工場基幹改良工事に伴う未処理ごみの外

部処理委託料等でございます。

その下、管理運営委託料は、同センターの運転管理業務の経費及び可燃物処理3施設の焼却灰等運搬業務の経費を一括して計上してございます。

その下、保守委託料は、施設の機械設備等の保守点検委託料でございます。

27節公課費の説明欄、汚染負荷量賦課金は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害被害者の救済に充てることを目的として、ばい煙発生施設を設置する事業者に対して課される賦課金で、硫黄酸化物の排出量に応じて算定されるものでございます。

その下からは、3目深谷清掃センター費、26ページに参りまして、4目江南清掃センター費でございますが、先ほど熊谷衛生センター費で申し上げました基幹改良工事に伴う未処理ごみの外部処理委託料と焼却灰等の運搬業務委託料を除きまして、それぞれ施設規模に違いはございますが、その他の支出内容は熊谷衛生センターと同様となっております。

28ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費中、7節賃金は、不燃物残渣等の運搬、資源物の選別、事務補助等を担当する臨時職員14人分の賃金でございます。

11節需用費の説明欄上から4番目、施設補修費は、破碎機のハンマー交換、ローターディスク等の補修のほか、緊急補修に要する費用でございます。

その下、光熱水費は、施設の運転に必要な電気、水道料金でございます。

29ページに参りまして、13節委託料の説明欄、委託料は、同センターにおける中間処理により発生した不燃残渣等の処理委託料でございます。

その下、管理運営委託料は、同センターの運転管理業務、有価物回収業務、小型家電リサイクルの業務委託料でございます。

以上がごみ処理事業に係る経費でございます。

30ページに参りまして、4款1項1目公債費は、長寿命化施設整備事業に伴い、28年度の借り入れに係る組合債の元金及び利子の償還金でございます。

31ページに参りまして、5款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、市町別負担金でございます。

1目1節事務費負担金は、組合の運営経費に対する負担金でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の説明欄上から順に、可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南の可燃物処理施設の管理運営費に対する負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、長寿命化施設整備事業費負担金は、

基幹改良工事等の事業費に対する負担金でございます。

9ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料は、可燃物処理施設に搬入されるごみの処理手数料でございます。

10ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金は、基幹改良工事の工事費及び施工監理業務委託費に対する国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金でございます。

11ページに参りまして、4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金の運用益でございます。

12ページに参りまして、5款繰入金、1項基金繰入金、1目1節ごみ処理施設整備基金繰入金は、基幹改良工事の財源として、同基金から繰り入れるものでございます。

13ページに参りまして、6款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金でございます。

14ページに参りまして、7款諸収入、1項1目1節雑入の説明欄上、物品売払収入は、鉄、アルミ、ペットボトル、使用済み小型家電等資源物の売払収入等でございます。

15ページに参りまして、8款1項組合債、1目衛生債、1節清掃債は、長寿命化施設整備事業債として起債し、基幹改良工事の財源に充てるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、32ページから38ページは給与費明細書、39ページは債務負担行為に関する調書、40ページは地方債に関する調書でございます。

続きまして、組合規約第15条第2項の規定によります市町別負担金についてご説明をいたしますので、41ページをごらんいただきたいと思います。

41ページでございますが、事務費の市町別負担金でございます。負担割合は、均等割が10%、人口割が90%で、人口割は平成28年4月1日現在の総人口によります。これにより算定される負担金額は、熊谷市4,193万6,623円、深谷市3,115万16円、寄居町956万9,361円、合計8,265万6,000円でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

次に、42ページに参りまして、議案第2号 平成29年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金についてご説明をいたします。

43ページの表をごらんいただきたいと思います。負担割合は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は平成28年4月1日現在の総人口、搬入量は可燃ごみの平成27年度実績によるところでございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市12億6,525万5,365円、深谷市8億8,065万7,619円、寄居町2億5,482万2,016円、合計24億73万5,000円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

次に、44ページへ参りまして、議案第3号 平成29年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管

理運営費の市町別負担金についてご説明をいたします。

45ページの表をごらんいただきたいと思います。負担割合は、搬入割が、不燃ごみの搬入量によることを除きまして、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市1億8,669万6,868円、深谷市1億4,639万8,842円、寄居町4,206万6,290円、計3億7,516万2,000円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

次に、46ページに参りまして、議案第4号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金についてご説明をいたします。

47ページの表をごらんいただきたいと思います。負担割合は、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。これにより算定される負担金額は、事業費分と償還費分を合わせまして、一番右側になりますが、熊谷市2,593万4,009円、深谷市1,805万889円、寄居町522万3,102円、計4,920万8,000円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明をいたします。資料ナンバーの2、介護保険特別会計予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を292億9,484万6,000円と定めるものでございます。

第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、2ページから5ページのとおりでございます。

第2条、歳出予算の流用は、保険給付について、同一款内における各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総括でございます。歳入歳出それぞれの合計は292億9,484万6,000円で、前年度と比較し、14億7,365万2,000円、5.3%の増でございます。

歳入ですが、前年度と比較し、変化の大きなものについてご説明をいたします。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料で、1億3,893万4,000円の増でございますが、これは第1号被保険者数の増加による増額でございます。

2款分担金及び負担金は、市町別負担金で2億130万円の増、1つ飛びまして、4款国庫支出金は、保険給付費に対する国の負担分等で2億8,811万5,000円の増、5款支払基金交付金は、同じく第2号被保険者の負担分で4億341万3,000円の増、6款県支出金は、同じく県の負担分で2億1,902万4,000円の増、これはいずれも保険給付費及び地域支援事業費の増によるものでございます。

7款財産収入は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございますが、基金運用額減額に伴う利息の減により、263万4,000円の減額となっております。

8款繰入金は、介護保険給付費準備基金繰入金で、第1号被保険者保険料の不足額を補填するためのもので、2億2,555万円の増額でございます。

7ページに参りまして、歳出でございます。1款総務費は、介護保険事業の運営経費で、1,614万7,000円の増、これは第7期事業計画策定に伴う経費の増額等によるものでございます。

2款保険給付費は、介護サービス等の給付費で、11億9,345万2,000円の増、第6期介護保険事業計画の見込みによるものでございます。

3款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営経費等で2億6,668万7,000円の増、これは利用実績の増加、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置するための委託料の増額等によるものでございます。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございますが、基金運用額減額に伴う利息の減により、263万4,000円の減額となっております。

5款諸支出金は600万円、6款予備費は500万円で、いずれも前年度と同額でございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げますので、21ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険課職員21人分の給与等でございます。

次の事業名、介護保険業務経費は、業務の運営に係ります経常的な経費でございます。

4節共済費、7節賃金は、臨時職員5人分の経費でございます。

22ページに参りまして、12節役務費の説明欄上から、郵便料は、第7期事業計画のニーズ調査分を見込み、増額となっております。情報通信費は、電話、介護保険システム、住基ネット端末等の回線使用料でございます。

13節委託料の説明欄上から、委託料には、封入封緘等の業務委託のほか第7期事業計画策定業務委託を含み、2番目、プログラム作成委託料は、法改正及び社会保障・税番号制度導入に伴う介護保険電算システム改修の業務委託料、次の保守委託料は、電算システムの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料中の説明欄一番上、使用料は、昨年10月に導入をしました新たな介護保険電算システムのソフトウェア使用料、一番下の情報機器借上料は、介護保険電算システムの借上料でございます。

23ページに参りまして、2項徴収費、1目賦課徴収費及び2目滞納処分費は、介護保険料の賦課徴収等の経費でございます。事業名、滞納処分経費の13節委託料は、保険料の電話催告業務の委託料でございます。

24ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費の1節報酬の説明欄上の委員等報酬は、認定審査会委員140人の報酬、12節役務費は、認定結果通知等の郵便料でございます。

次に、2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費の1節報酬、4節共済費、25ページに参りまして、9節旅費、これらはいずれも認定調査員20人分の経費でございます。

12節役務費の説明欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料、13節委託料は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に更新申請の認定調査を委託するための経費でございます。

26ページ、4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及啓発パンフレット等の印刷費でございます。

27ページ、5項1目運営協議会費は、介護保険運営協議会の経費でございます。

28ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付事業の説明欄一番上、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費でございます。その下、福祉用具購入費は、腰かけ便座、入浴補助用具等の購入に係る給付費。その下の住宅改修費は、手すりの取り付け、段差の解消等住宅改修に係る給付費でございます。その下、サービス計画費は、ケアプランの作成に係る給付費でございます。

次に、2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護、グループホームなど地域密着型サービスに係る給付費でございます。

次に、3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等、施設サービスに係る給付費でございます。

29ページ、2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目介護予防サービス給付費、事業名、介護予防サービス給付事業の説明欄一番上、サービス給付費は、総合事業に移行した訪問介護や通所介護以外の介護予防サービスに係る給付費でございます。2つ飛びまして、4つ目のサービス計画費は、介護予防ケアプランの作成費でございます。

次の2目地域密着型介護予防サービス給付費は、地域密着型介護予防事業所において介護予防サービスを受けた場合に給付を行うものでございます。

30ページ、3項1目審査支払手数料は、保険給付に係る審査及び支払事務を行う国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連に対して支払う手数料でございます。

31ページ、4項高額介護サービス等費は、介護サービス利用者の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として支給し、負担軽減を図るものでございます。

32ページ、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯における医療費、介護サービス費の自己負担分の合算額が一定の上限額を超えた場合、医療、介護それぞれから超えた分を還付し、負担軽減を図るものでございます。

33ページ、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、事業名、特定入所者介護サービス給付事業は、低所得の要介護者が施設サービス等を利用した際の居住費、食費について負担軽減を図るものでございます。

34ページ、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、昨年3月からスタートをしました、いわゆる新総合事業で、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業の経費でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費、事業名、介護予防・生活支援サービス事業の13節委託料、こちらは訪問型の短期集中予防サービス事業等の実施に係る委託料でございます。

19節負担金、補助及び交付金、説明欄のサービス事業費負担金は、総合事業に移行した介護予防訪問介護、通所介護に相当するものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者等に対し、総合サービスのサービス等が適切に提供できるようケアプランの作成等を行う事業でございます。

3目審査支払手数料、事業名、審査支払手数料納付事業、こちらは保険給付費と同様に、サービス事業者の審査及び支払いに関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託をし、その手数料を支弁するものでございます。

4目一般介護予防事業費、事業名、一般介護予防事業は、65歳以上の第1号被保険者等を対象とし、これまで一次予防事業として構成市町が実施していた介護予防教室等を実施するもので、介護予防に関する知識の普及啓発を行うために必要な経費を計上したものでございます。

36ページ、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、事業名、包括的支援事業は、16カ所の地域包括支援センターの運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

1節報酬の委員等報酬は、地域ケア推進会議委員等の報酬、13節委託料は、地域包括支援センターの業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の情報機器借上料は、地域包括支援センター電算システムの借上料でございます。

2目任意事業費、事業名、任意事業は、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、被保険者、介護者等に対し必要な支援を行うものでございます。

37ページへ参りまして、上から2番目、13節委託料は、給食を調理し、安否を確認しながら配達する配食サービス事業や徘徊高齢者探索サービス等の委託経費でございます。

3目在宅医療・介護連携推進事業費から、38ページの5目認知症総合支援事業までの3事業は、平成27年度の介護保険法改正により新たに設けられた事業でございます。

まず、1つ目の在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

その次の生活支援体制整備事業は、在宅生活において支援を必要とする高齢者に対し、多様な生

活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

38ページの認知症総合支援事業、こちらは保健医療、福祉の専門チームにより、早期診断、早期対応する認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。これらの事業につきましては、事業の企画や実施は各構成市町で行い、事業に係る予算につきましては、本特別会計において確保し、執行することとなっております。

39ページ、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金は、基金の運用利子を同基金へ積み立てするものでございます。

40ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、被保険者の死亡、転出等により、過誤納となりました過年度分保険料の還付金でございます。

41ページ、6款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について……

○栗原議長 暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

事務局長、説明続行をお願いします。

事務局長。

○矢吹事務局長 続きまして、歳入につきまして申し上げますので、前に戻りまして、8ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年賦課分は、平成29年度分として賦課し、納付いただく保険料で、第1号被保険者10万3,966人分の見込み額でございます。

9ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項負担金は、市町別負担金で、1目介護保険負担金は、保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は、人件費、業務経費等に対する負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・生活支援サービス事業費に対する負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の各事業費に対する負担金、5目低所得者保険料軽減負担金は、所得段階が第1段階の低所得者の保険料について、1人当たり年額3,100円減額するためのものでございます。これらにつきましては、後ほど議案第6号から議案第9号でご説明をいたします。

11ページに参りまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付

費に対する国の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が20%、施設等給付費が15%でございます。

2項国庫補助金、1目1節調整交付金は、保険者の財政力格差の調整を図る交付金で、介護給付費調整交付金が給付費総額の3.3%、総合事業調整交付金が事業費総額の3.3%の負担割合を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で、負担割合は20%でございます。

12ページ、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に係る交付金で、負担割合は39%でございます。

13ページに参りまして、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付費に係る第2号被保険者の保険料に相当する額として、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金も同様に、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、交付割合は、いずれも事業費の28%でございます。

14ページに参りまして、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する県の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、負担割合は12.5%でございます。

15ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）、これは包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、これらに係る交付金で、負担割合は19.5%でございます。

16ページに参りまして、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

17ページに参りまして、8款繰入金、1項基金繰入金、1目1節介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足額について、準備基金から繰り入れるものでございます。

18ページに参りまして、9款1項1目1節繰越金、こちらは前年度からの繰越金でございます。

19ページに参りまして、10款諸収入でございますが、それぞれの収入に対する科目設置等でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

42ページから48ページは、給与費明細書でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続けて、議案第6号から9号でございますが、組合規約第15条第2項の規定によりまして、介護給付費ほかの市町負担金を定めるものでございます。順にご説明をいたします。

49ページをお願いいたします。議案第6号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金についてご説明をいたします。

50ページの表をごらんいただきたいと思います。市町別負担金でございますが、平成29年度の介護給付費見込み額は、表の一番下の計欄の中央にございます275億8,609万円で、このうちの12.5%、その右側の欄になりますが、34億4,826万1,000円、こちらが保険者の負担額となります。市町別の負担額につきましては、この保険者負担額に平成27年度の市町別保険給付費の決算額の構成比をそれぞれ乗じて算出したものでございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市17億6,171万6,423円、深谷市12億9,999万4,491円、寄居町3億8,655万86円でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

次に、51ページをお願いいたします。議案第7号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について説明をいたします。

52ページの表をごらんいただきたいと思います。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%、総人口割は平成28年4月1日現在の総人口、高齢者人口は総人口の65歳以上の人口でございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市2億5,785万106円、深谷市1億8,996万6,724円、寄居町6,130万2,170円、計5億911万9,000円でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

次に、53ページをお願いいたします。議案第8号 平成29年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金についてご説明をいたします。

54ページの表をごらんいただきたいと思います。地域支援事業の負担金は、介護予防・生活支援サービス事業費及び包括・任意事業費に係る負担金に分かれておりまして、負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては事業費の12.5%、包括・任意事業につきましては事業費の19.5%となっており、市町別の負担金は、それぞれの事業費の合計見込み額に市町の高齢者人口の構成比を乗じて市町別事業費を算出し、その事業費にそれぞれの負担割合を乗じて算出し、合計をしたものでございます。負担金額は、表の一番右側の合計欄のとおりでございます。熊谷市9,198万6,906円、深谷市6,546万2,522円、寄居町1,786万4,572円、合計が1億7,531万4,000円でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

最後に、55ページをごらんいただきたいと思います。議案第9号 平成29年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてご説明をいたします。

56ページの表をごらんいただきたいと思います。軽減措置の内容でございますが、所得段階が第1段階の低所得者の保険料につきまして、年額3万1,200円を2万8,100円に軽減するもので、保険料軽減額は1人当たり3,100円となります。これに対象人数を乗じて算定される負担金額でございま

すが、熊谷市3,009万7,500円、深谷市2,003万8,400円、寄居町598万6,100円、合計5,612万2,000円でございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議案第1号から議案第9号までの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより9件に対する質疑に入ります。

林議員。

○5番林 幸子議員 5番、林幸子です。今ご説明をいただきました。それでは、何点かお伺いをさせていただきます。

まず初めに、資料ナンバー1、14ページになります。こちらの物品売払収入についてお伺いします。前年度と比較して、予算的には変動はないのですけれども、鉄類について、たしか前年度は逆有償ということでしたが、現状を伺わせていただきます。

それから、その他の雑入、この内容についてお願いいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

鉄類につきましては、平成26年度から、中国経済の影響と言われておりますけれども、大暴落をしております、シュレッダーDとしまして、ほとんど砂分とかでありますけれども、それについては昨年の1月から逆有償という形で、キロ20円プラス消費税で引き取っていただいておりますが、それについては今年度もマイナスで逆有償が、若干金額は変わるのではないかとと言われておりますけれども、そのような形になっております。鉄類その他につきましては、若干値上がりするような兆しが見えつつあります。

それから、その他の雑入につきましては、各施設に置いております自動販売機の電気の使用料、それから土地の使用料、それから福祉施設へ、別府荘とか江南荘に水を送っておりますので、その関係の水道使用料、それから紙資源の手数料、紙資源で新聞紙等持ってきてもらった分の物品の売払収入等で、全体で239万2,000円程度になっております。

以上でございます。

○栗原議長 林議員。

○5番林 幸子議員 それについては了解をいたしました。

それと関連いたしまして、資料ナンバー6の61ページになります。こちらに有価物回収実績ということが載っていますけれども、これについて、この中のカレットですけれども、これも逆有償なのか。そうだとしたら、無色、茶色、あとまたほかの色ということで、それぞれトン当たり幾らで引き取ってもらっているのか、お聞きをいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

カレットはガラスのかけらになりますけれども、逆有償で引き取っていただいております。無色、それから茶色、その他の色といたしまして、トン当たりでございますけれども、無色につきましては4,100円にトン数を掛けて、合計の5%に消費税を掛けた額で処理してもらっています。それから、茶色でございますが、5,700円にトン数を掛けて、合計の14%に消費税を掛けた額で処理してもらっています。それから、その他の色でございますが、9,900円にトン数を掛けて、合計の9%に消費税を掛けた額で処理してもらっています。合計で、予算的には42万程度となっております。

以上でございます。

○栗原議長 林議員。

○5番林 幸子議員 ありがとうございます。

それでは、このカレットなのですけれども、今逆有償ということで、そういった形ではなくて、売却して収入を得ている、そのような例がここ埼玉県内でそういったケースはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

こちらで把握しているところでは、そういうところはございません。

以上でございます。

○栗原議長 林議員。

○5番林 幸子議員 ありがとうございます。

それでは、最後に1点、小型家電について。これは前年度と比較いたしますと、回収量が16万9,325トンの増、回収割合も7.14%から11.65%とふえています。この回収方法とその後の流れについてお聞きいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

小型家電につきましては、収集につきましては、市町でしていただきまして、集まったものを、大里広域に連絡をいただきまして、認定事業者というのがございますので、そちらへ引き取っていただくような形になっております。量につきましては、深谷市が小型家電の日というのを月に1回ずつ設けて集めており、回収量というのはふえております。

以上でございます。

○5番林 幸子議員 了解です。

○栗原議長 ほかにございますか。

中矢議員。

○14番中矢寿子議員 14番、中矢寿子です。

済みません。資料ナンバー1、25ページ、26ページ、29ページに公課費というものがあります。25、26ページに関しての公課費は、先ほど説明を受けたとおりなのですが、これに対する対象者というのがどのくらいいるのか。そして、29ページにある公課費に関しては、自動車重量税というふうになっております。これの先ほどの2件の公課費との違いを教えてください。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

公課費につきましては、汚染負荷量賦課金というのがございまして、現年課税分、それから過年度分というのがありまして、ばい煙施設の出した量に応じて、公害を受けている方に過去の分と現年分という形で納めているような形になっております。助燃剤、灯油の使用量及び廃棄物の処理量から年間の硫黄酸化物の排出量を算出し、公害被害補償法におきまして、現年分と過去分を納めるような形になっております。金額的には、現年分については1立方メートル当たり140円、過去分については70円で予算を立てております。納める先は独立行政法人環境再生保全機構でございます。

それから、自動車重量税につきましては、22万3,000円計上してございますけれども、クリーンセンターにはトラックが相当数ありますので、クリーンセンターで持っております4トントラックが5台、それからタンク車が1台等がございますので、4トンダンプが4台、失礼いたしました、4トンタンク車が2台あります。そちらの自動車重量税になります。合計で22万4,000円になりますので、予算的には22万3,000円をとっております。

以上でございます。

○栗原議長 中矢議員。

○14番中矢寿子議員 私の質問がちょっと悪かったと思います。すみません。25ページの公課費を先ほど説明していただいたときに、汚染負荷量賦課金ということでありました。これは公害者への救済費ということでしたので、この対象になる方が何人くらいいらっしゃるのかなということでも聞いたかったので、申しわけないです、もしわかりましたらお願いいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 過年度分につきましては、公害健康被害者に補償費として支払われておるものでございまして、実際には公害防止に対する啓発や教育に使われておるものでございますけれども、人数等はちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○栗原議長 中矢議員。

○14番中矢寿子議員 そうしますと、どういう形でのお支払いになるのでしょうか。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 納付義務者、広域でございましてけれども、納付すべき汚染

負荷量賦課金の額は、施設の設置者が排出した硫黄酸化物の排出量に応じて算定するものとなっております。賦課金額でございますが、過去分の賦課金額、昭和57年から61年までの5年間分足す現在の賦課金額は、前年の1月1日から12月31日までの賦課金額を合計したものを、独立行政法人環境再生保全機構に支払いするものでございます。

以上でございます。

○栗原議長 中矢議員。

○14番中矢寿子議員 了解いたしました。ありがとうございます。

では、続きまして、違う質問に移ってもよろしいでしょうか。

○栗原議長 はい。どうぞ。

○14番中矢寿子議員 資料ナンバー2のページが8ページです。こちらのほうで第1被保険者保険料ということで説明を受けました。ここで現年賦課分というのは金額がありましたが、滞納繰越分についてちょっとお聞きしたいと思います。この滞納繰越分が1,799万7,000円ありますが、これについてなのですが、これに対する滞納をこれからどうやって納めさせていくのかという部分での対策を教えてくださいたいと思います。

あと来年分に相当するものがこの滞納になっているのかを教えてください。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

まず、滞納繰越分の滞納の対策ということでございますけれども、これにつきましては、電話催告、臨宅徴収、各家庭を訪問をいたしまして個別に徴収するということをやっておりますが、介護保険制度を理解していただけるように丁寧に説明をすることによりまして収納につながるケースというのが多いことから、引き続き平成29年度も実施をしたいというふうに考えております。

また、今年度年2回にふやした催告書の発送、昨年度までは年1回だったのですが、1回ふやしまして、年2回催告書を発送いたしました。10月に発送したわけですが、滞納繰越分の収納率が、昨年と同時期と比較をいたしますとアップしております、その効果が認められます。したがって、平成29年度はさらにもう一回ふやしまして、年3回、時期的には5月、10月、2月を予定しております、そういった形で催告をすることによって収納できるように促していくというような対応を考えております。

それと、もう一点なのですが、滞納繰越分ですので、現年度ではない、以前のものが対象ということでございます。

以上でございます。

○栗原議長 中矢議員。

○14番中矢寿子議員 ありがとうございます。1回ふやしていくということで、わかりました。

ちょっと何ページだか忘れたのですが、この滞納繰越に対する対策としての出費というか、出て

いるお金も当然あるわけです。そうしますと、滞納繰越金を催促することによってかかる費用というのがどのくらいかかっているものなのか。その差し引きでいったときに、もちろん税収は上げていかなければいけないわけなのですが、取ることにお金をかけ過ぎて、果たしてそれが本当にいいのかどうかという部分もちょっと検討していくべきではないかと思います。かといって、やめるということではないのですが、なのでお金をかけずにできる方法というのを考えていただくのが一番いいのかなと思うし、もちろん払っていただくことが一番前提なのですが、この対策、3回にふやすということで、1度ふやすことによる出費というか、それはどのくらいに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 まず、費用ですけれども、議員さんがおっしゃるとおり、お金をかければこれはいいというものではなくて、コストというのは常に考えなければいけないということでございます。先ほど電話催告のお話をさせていただきましたが、6カ月間電話催告をする予定でございます。これにつきましては、どのくらいの期間やったら効果的なのかなということで考えたときに、时期的なもの、いつからスタートするのか、どのタイミングでスタートすればいいのか、そういうことも考えた中で、6カ月という期間が期間的には一番適当だということで、6カ月見込んでおります。

もう一つの催告書の発送ですが、これにつきましては単純に、郵便料ということが加算をされてくるということになります。当然催告書発送に要する、郵便料が1回につき23万円で予算を組んでおります。数がかなりまとまりますので、金額的には大きくはなりますけれども、やはりこれを行うことによってかなりのリアクション、反応があったというのが今年度で実証されています。この金額をかけることによってその分余計に収納できるということであれば、コストの面からも、この方法は有効ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○栗原議長 中矢議員。

○14番中矢寿子議員 それでは、最後に具体的に、収納率アップしたということでした、このアップ率と金額等、具体的にわかりましたらお願いします。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 具体的にどのくらいアップしたかというご質問ですが、手元にあります、これは10月の催告書を発送した後の集計になるのですが、28年度に実施した結果が、平成27年、その前の年に比べると、結果として243万7,600円増という数字が出ております。ですから、かなりの反応が、収納につながったということが言えるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○14番中矢寿子議員 了解です。

○栗原議長 ほかにございますか。

佐藤議員。

○16番佐藤理美議員 16番、佐藤でございます。2点ほどお伺いいたします。

まず、資料ナンバー1、予算書9ページ、使用料及び手数料、ごみ処理手数料でございます。それから、説明資料の5ページ、ナンバー5の資料でございます、5ページでございます。ごみ処理手数料が、前年度に比べまして、事業系のごみでございますが、4,140万円ほど減額になっておりますが、この減額理由についてお伺いいたします。

それから、資料ナンバー1、24ページから28ページまで、4施設におきまして、施設その他修繕料で4件上がっておりますけれども、この合計が3,000万円を超える額になっておりますが、この緊急を要する、先ほどの説明ですと、緊急を要する工事、また機械部品の交換ということでございますけれども、メンテナンスをどのように行っているのか。その2点についてお伺いいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

事業系ごみ処理手数料でございますが、前年度3万8,300トン見込んでおりましたが、事業系のごみ、実際入ってくるのが減っております。2月の末現在で事業系ごみにつきましては、前年度に比べまして5.5%ほど減っている見込みになっておりまして、今年度につきましては3万6,000トンで積算させていただきましたので、その関係で予算が減っております。

それから、4施設、3施設4工場のメンテナンスの関係でございますが、それぞれ施設の維持管理を頼んでおります会社がございますけれども、軽微な修理につきましては、そちらの会社に、部品を購入しまして、やっていただけるような形をとっております。それから、毎年これだけの工場を抱えておりますと金額的に、ここの修繕料というのは130万円以下の工事請負費をとっておりますけれども、修繕ですね、小さな修繕等が、やはり壊れたりいたします関係で、毎年このくらいの金額をとって修復に当たっているような状態でございます。簡単な修理は委託業者にやっていただいて、経費の削減等を図っております。

以上でございます。

○栗原議長 佐藤議員。

○16番佐藤理美議員 それでは、お伺いいたします。

1点目についてでございますが、ごみの積算量が減っているということでこの見積額が出ていると思っておりますが、平成28年から事業系ごみの手数を値上げしておりますけれども、この関係も含めて、関係があるのか、それとも事業系ごみの減っている背景、それもどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 値上げとの因果関係でございますが、業務課といたしましても、値上げをしてごみの量はどうなるのだというのを着目しておりまして、毎月ごとにどのくら

い減っているのかというのを、昨年度との比較というのを表にして管理しておりますが、それを見ますと、先ほど申し上げましたとおり、各市町とも減っておりますけれども、全体で2月で前年度比5.57%、事業系の許可業者が持ってくるものと、それから実際に搬入するものも減っておりますので、因果関係につきましては正直定かではありませんけれども、排出事業者が値上がりしたのでごみを少し抑えるような自助努力が発揮されているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○16番佐藤理美議員 以上です。

○栗原議長 ほかにございますか。

松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 8番、松岡です。

それでは、介護保険について伺いますが、本年度の予算が292億、300億に近づいてまいりました。昨年より14億7,000万ほどふえております。多分私の記憶だと、介護保険が始まったときには100億円ぐらいではなかったかなと思うのですけれども、今6期、そういうことで約3倍になってまいりました。これはどこの市町村でも同じような傾向かと思うのですが。そこで最初に、高額介護サービスというので最初に伺いたいのですが、31ページですけれども、これが5億6,500万円ほど予算に計上されておまして、現年度より4,500万円ほど増加しているのです。そこで、給付対象者がふえたということは、予算がふえたのですから当然のことなのですけれども、素人考えで大変恐縮なのですが、どういう介護をすると高額介護サービスというのが受けられるのかということを最初に伺いたいのですが。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

高額介護サービスのご質疑でございますが、介護サービスを利用する際、さまざまな介護サービスがあります。要するに単価が高いものもあれば、低いものもあります。そのもろもろの介護サービスを利用する際に支払う自己負担額というのがございます。1割または2割というのが現状でございますが、その1割2割で払ったときの自己負担額が一定の額を超えた場合に、所得に応じてこの高額介護サービス費が申請に基づき支給をされ、自己負担の軽減を図るとというのがサービスの仕組み、概要でございます。

当然2割の方が加わったことによって、自己負担がふえた方が出ます。そうすると、自己負担分が、今説明をしたとおり、一定額以上出た場合には、このサービスが受けられますので、その分がこの金額に影響してくるというような構造になっております。

以上でございます。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 いいです、これは。

では、現在の、ちょっとあれかと思うのですけれども、特養の待機者数は何人ぐらいおりますか、ちょっと伺います。

わかりませんか。では、議長。

○栗原議長 松岡議員。

○8番松岡兵衛議員 それでは、結構です。人数のことですから。

実は一回申し上げたいとおったのですけれども、大里広域の管内の待機者数含めて、圏外、要するに大里広域の圏外から入所をしている人数がどのくらいいるのか、これも数字ですから結構です、それは結構なのですけれども、実は大里広域の管内には特養が今年の時点で28施設あります。人口約38万人ということで、28施設、熊谷市に14、深谷市に12、寄居町に2施設、合計28施設あるのですが、実は人口34万人の川越市、川越市が13施設なのですよ、これ。余り人口は、川越のほうに4万人ほど少ないのですけれども、あっちが13施設で、高齢化率というのかな、農村部と川越だから若干違うかもわかりませんが、大体余り変わらないなという考え方に立ちますと、実はこれ大分違うものなのです、ということは、言いかえますと、こちらのほうは施設に入所しやすい、それから圏外からどのくらい入っているのか、また熊谷市から外へ行く人もいるでしょうけれども、そういうことを含めて、これは何が言いたいかということ、結局施設が多いということは介護保険の金額が上がってくるということ、保険料を含めて多少は影響があるだろうということをおっしゃったためにこういう話をしているのですけれども、これだけ金額がふえてまいりましたので、そのような傾向はどう思っているかということだけ伺って、私は終わります。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

確かに大里広域管内の施設数というのは、他に比較すると決して少なくない数でございます。言いかえれば、それだけサービスが十分受けられるということになるかと思えます。ただ、保険料を算定する上で大きな部分ということになってまいります。来年度第7期介護保険事業計画を策定する中で、施設整備については、構成市町の考え方を聞きながら、尊重して、施設数の現状を踏まえた形で、3カ年でどれだけ整備するのか、もう十分なのか、そんな検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番松岡兵衛議員 はい、わかりました。結構です。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 討論もなしの聲がかかりました。以上で討論を終結いたします。

これより9件を順次採決いたします。

議案第1号 平成29年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○栗原議長 暫時休憩いたします。

午後 3時45分 休 憩

午後 3時46分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

次、議案第2号 平成29年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 平成29年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 平成29年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 平成29年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案に

ついて原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 平成29年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 平成29年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 平成29年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○栗原議長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時50分 休 憩

午後 4時00分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

△議案第10号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○栗原議長 次、日程第5、議案第10号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第11号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第10号及び議案第11号について、順次ご説明をいたします。

最初に、一般会計補正予算からご説明をいたしますので、資料ナンバー3、一般会計補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。資料ナンバー3の1ページでございます。

議案第10号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）。第1条、既定予算の総額に1億9,498万2,000円を追加し、総額を67億8,872万6,000円とするものでございます。

2ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございますが、6款繰越金を補正するものでございます。

3ページに参りまして、歳出では、3款衛生費を補正するものでございます。

次に、その内容について、歳出からご説明をいたします。7ページをごらんください。

3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、管理運営経費の25節積立金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、基金積立金を追加するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、6ページをごらんください。

6款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げますので、資料ナンバーの4、介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億4,888万3,000円を追加し、補正後の総額を281億5,253万6,000円とするものでございます。

2ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございますが、2款分担金及び負担金、4款国庫支出金及び9款繰越金を補正するものでございます。

3ページに参りまして、歳出でございますが、4款基金積立金及び5款諸支出金を補正するものでございます。

次に、その内容について、歳出からご説明をいたします。9ページをごらんください。

9ページでございますが、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業の25節積立金は、昨年度の繰越金を始め、国の災害臨時特例補助金及び特別調整交付金のうち、第1号保険料減免措置分を準備基金へ積み立てるものでございます。

10ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目、事業名、償還金、23節償還金利子及び割引料は、平成27年度の保険給付費等が確定したことに伴う市町負担金の返納に要する経費を

追加するものでございます。

次に、11ページ、2項1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者負担軽減支援事業、19節負担金、補助及び交付金は、原発警戒区域等からの避難者の介護保険サービス利用時に係る自己負担額を減免する国庫補助事業でございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、前に戻りまして、6ページをお願いいたします。

2款分担金及び負担金、1項負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）、2節過年度分は、平成27年度の地域支援事業費の額が確定したことに伴い、市町負担金の不足額を補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。7ページ、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節調整交付金は、東日本大震災被災者に対する減免措置分による補正でございます。

また、4目1節介護保険災害臨時特例補助金は、原発警戒区域等からの避難者の介護保険サービス利用時に係る自己負担額及び保険料の減免分を受け入れるものでございます。

次に、8ページ、9款1項1目1節繰越金は、市町負担金返納金の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議案第10号及び議案第11号の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、これで討論を終結いたします。

順次採決いたします。

議案第10号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次、議案第11号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

△議案第12号 大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解について

○栗原議長 次、日程第6、議案第12号 大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○矢吹事務局長 ただいま議題となりました議案第12号から議案第15号について、順次ご説明をいたします。資料ナンバー5、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第12号 大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

地方公務員の一部改正に伴い、平成28年度から人事評価制度が導入をされ、従前の勤務成績の評定にかわり、職員の人事評価の状況を公表事項に加えるものでございます。

資料ナンバー6、参考資料の25ページをあわせてごらんいただきたいと思います。資料ナンバー6、参考資料の25ページをお願いいたします。

新旧対照表の右側でございますが、現行の第3条第8号から「勤務成績の評定」を削除し、左側の改正案によりまして、第3条第2号に「職員の人事評価の状況」を追加するものでございます。

恐れ入ります。議案書に戻っていただきまして、附則でございます。施行日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

次に、議案第13号についてご説明をいたします。議案書の2ページ、それから参考資料の26ページをお願いいたします。

議案第13号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例、こちらについてご説明をいたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正により、平成28年4月1日から利用定員が18人以下の小規模の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したことに伴い、市町村が人員基準等を条例で定めることとなり、1年間の経過措置期間が設けられましたので、その期間の満了前に本条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、地域密着型サービス事業の人員基準等を定める厚生労働省令に準じたものとなっております。

改正部分は、大きく3点ございます。まず、1点目でございますが、参考資料26ページ、新旧対照表の左側、改正案をごらんください。目次でございます。第4章の2といたしまして地域密着型通所介護を追加し、第60条の2から第60条の38までの条文において、人員、設備、運営に関する基準について新たに定めております。

次に、2点目でございますが、参考資料の41ページ、第61条から45ページ、第81条までの改正でございます。認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置など地域密着型通所介護に準じた取り扱いをするための条文の整備でございます。

次に、3点目でございますが、参考資料45ページ、第88条以下の改正規定でございます。いずれも、他の地域密着型サービスについて、地域密着型通所介護が追加されたことに伴う準用規定及び読みかえ規定を整備するもので、実質的な内容の変更はございません。

具体的に申し上げますと、第88条から46ページの第109条までが小規模多機能型居宅介護について、第110条から第129条までが認知症対応型共同生活介護について、48ページの第130条から第150条までが地域密着型特定施設入所者生活介護について、第151条から50ページの第190条までが地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第202条及び第203条が看護小規模多機能型居宅介護について、下線分をそれぞれ改正するものでございます。

それでは、最後ですけれども、議案書の28ページ、附則でございます。この条例の施行日を、法の経過措置期間を考慮し、速やかに施行するため、公布の日とするものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

次に、議案第14号についてご説明いたしますので、議案書の29ページ、参考資料52ページをごらんいただきたいと思います。議案書の29ページ、参考資料52ページでございます。

議案第14号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、介護予防認知症対応型通所介護について、議案第13号でご説明をいたしました地域密着型通所介護に準じ、運営推進会議の設置が義務づけられたこと等により、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、地域密着型介護予防サービス事業の人員基準等を定める厚生労働省令

に準じたものとなっております。

改正部分は、大きく2点ございます。まず、1点目でございますが、参考資料の52ページ、第40条介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携等を定める規定でございますが、地域密着型通所介護に準じ、運営推進会議の設置等を新たに規定するものでございます。

次に、2点目でございますが、53ページの第63条以下の改正規定でございます。他の地域密着型介護予防サービスについて、1点目でご説明をいたしました介護予防認知症対応型通所介護に関する改正に伴い、準用規定及び読みかえ規定を整備するもので、実質的な内容変更はございません。

具体的に申し上げますと、第63条から次ページ、第66条までが介護予防小規模多機能型居宅介護について、第86条及び次ページ、第87条が介護予防認知症対応型共同生活介護について、下線部分をそれぞれ改正するものでございます。

最後に、議案書の31ページ、附則でございますが、この条例の施行日を、議案第13号と同様に、法の経過措置期間を考慮し、速やかに施行するため、公布の日とするものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

最後となりますが、議案第15号についてご説明をいたしますので、議案書の32ページ、あわせて参考資料の56ページをごらんいただきたいと思います。

議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解について。こちらにつきましては、自動車の事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決をいただくものでございます。

損害賠償の額及び内容は、自動車修理費として41万627円。損害賠償の相手方は、群馬県伊勢崎市堀下町55番地1、株式会社イマージュ代表取締役、小林了子。なお、株式会社イマージュは、一般貨物自動車運送事業者でございます。和解の内容は、1により、2の相手方に対し、損害賠償をするものでございます。

事故の概要でございますが、昨年11月1日午前10時30分ごろ、大里広域クリーンセンター臨時職員でございますが、公用車（4トンタンク車）を運転し、県道弁財深谷線を熊谷方面に走行中、深谷市東方147番地先において、右車線を走行していた相手方車両の側面に接触をし、同車両を損傷させたものでございます。幸い双方にけがはなく、物損事故で済みましたが、本組合側に一方的な過失があったと認められる事案でございました。

なお、本件に係る損害賠償額は、全国市有物件災害共済会からその全額が補填されるものでございます。また、本組合の公用車につきましては、修理は不要でございました。

今回このような事故が発生をしたことにつきまして、心からおわびを申し上げます。今後も全職員に対しまして、改めて交通ルールの遵守や事故防止に留意するよう周知徹底し、再発防止に努めてまいるとともに、事故を起こしました当該臨時職員につきましては、当面の間、運転業務から外すというような対応をとってございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議案第12号から議案第15号までの説明につきましては以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終了いたしました。

これより4件に対する質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより4件を順次採決いたします。

議案第12号 大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次、議案第13号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次、議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△閉会の宣告

○栗原議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び富岡管理者、小島副管理者、花輪副管理者、関係者の皆様のおかげをもちまして、平成29年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼を申し上げ、閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 4時25分 閉 会